



愛犬の登録・予防注射を
忘れずに！

Q うちの犬は小型の室内犬でほとんど外に出ないのでも大丈夫ですか？また、注射の記録するのに、何かいい方法がありますか。

A 犬の種類や飼育方法にかかわらず一年に一回の狂犬病予防注射を接種しましょう。

狂犬病予防法により、生後91日以上犬を飼いだめたら、犬の生涯に一回の登録と一年に一回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

ただし、病気やその他の理由で接種できない場合は、動物病院で、獣医師により発行される「猶予証明書」を、環境政策課、各総合

支所地域振興課窓口に提出してください。

注射の記録を残すために、「愛犬手帳」をご利用ください。

市に登録している犬の飼い主に「愛犬手帳」を配布しています。愛犬の情報（登録番号・名前・種類・性別・毛色・生年月日）と、毎年の狂犬病予防注射の記録を記入することができますので、ご利用ください。

万が一愛犬が、行方不明になってしまったときは「愛犬手帳」に保健所・警察署の連絡先が記載されていますので、登録番号などを伝えてください。

手帳の配布は、環境政策課、各総合支所地域振興課で行っています。



問合せ 環境政策課

(☎内線232)



Q アイヌの人々に関する人権問題について、教えてください。

A アイヌの人々は、北海道樺太、千島、本州北端に先住し、アイヌ語や口承文芸（ユーカラ）など固有の文化を発展させてきた我が国の少数民族です。明治になり、政府は「蝦夷島」を「北海道」と命名し、全土を国有地として拓殖政策を始め、本州などから多くの人が移り住みました。このため、少数者となったアイヌの人々は、伝統的な生活や生産の手段を失い、貧困にあえぎ、結婚や就職などでさまざまな差別を受けてきました。また、政府は、アイヌ民族独自の言葉、文化や生活習慣などを禁止し、日本語の使用を強制するなどの同化政策を採ったため、その独自の豊かな文

化が失われつつあります。

平成9年には、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るための、いわゆる「アイヌ文化振興法」が施行されました。また、平成19年に国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを受けて、その後、政府においてさまざまなアイヌ政策が取り組まれていきます。

このような経緯を踏まえ、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることが重要です。

※参考出典 埼玉県県民生活部人権推進課「みんなの人権・人権ってなんだろう？」

問合せ 生涯学習課

(☎0480・62・1223)



平成29年度 人権に関するポスター優秀賞
大桑小学校6年 酒巻祐理さん